

第16回 岩手県災害拠点病院連絡協議会 開催結果及び会議録

開催概要

日 時	令和5年3月28日(火) 15時00分～16時00分まで
場 所	県庁地下1階 WEB専用会議室 ZOOMによるオンライン会議
出席者	別紙 出席者名簿のとおり
議 事	<p>(1) 会長の選出及び幹事の任命について(協議)</p> <p>(2) 岩手DMAT運営要項等の一部改正について(協議)</p> <p>(3) 令和4年度における災害医療対策等の実施状況について(報告)</p> <p>(4) 令和5年度における災害医療対策の取組について(報告)</p> <p>(5) 次期保健医療計画の災害時における医療体制に係る国の検討状況及び本県の検討・策定に向けたスケジュール等について(報告)</p>

議 事

(1) 会長の選出及び幹事の任命について

発言者	発言内容
医療政策室 山崎課長	<p>ただいまから第16回岩手県災害拠点病院連絡協議会を開会いたします。</p> <p>本日、進行役を務めます岩手県医療政策室の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、本会場と各委員との間をZoom(ズーム)で接続して行っております。各会場とのやりとりを円滑に行うため、御発言の際には挙手またはZoomの挙手ボタンを押し、指名ののち、御所属とお名前を御発言のうえ、お話いただければと存じます。なお、本協議会は、「公開」としております。</p> <p>それでは開会にあたり、佐々木医療政策室長から御挨拶申し上げます。</p>
医療政策室 佐々木室長	<p>医療政策室の佐々木でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症では最前線で御尽力いただきましたことに重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、去る3月11日をもちまして東日本大震災津波から12年が経過しました。被災地の復興も進んできてはおりますが、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など今後も様々な災害が懸念されており、災害医療提供体制の充実は本県の大きな課題となっております。</p> <p>こうしたことも踏まえ、コロナ禍で書面協議などで対応してきた本協議会についても、オンライン開催という形ではありますが、3年ぶりに直接御議論をいただくことができる機会となっております。</p> <p>本日は、新興感染症まん延時等のDMAT活動や頻発する大規模災害に備え、県外において発生した災害への岩手DMATの自動待機基準の見直しなどについて、御議論いただくこととしており、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただくようお願いし、簡単ではありますが開会にあたっての御挨拶といたします。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>

発言者	発言内容
<p>山崎課長</p>	<p>今回の協議会ですが、新たな委員の皆様にお集まりいただいた最初の協議会となっております。委員の改選についてご承認いただき誠にありがとうございました。委員の御紹介を本来すべきところですが、時間の関係もございますので名簿を御覧になっていただきまして紹介とさせていただきます。御了承願います。本日、委員 25 名中 23 名、うち代理出席 5 名の皆様の御出席をいただいております。</p> <p>それでは、議事に入ります。「(1)会長の選出について」です。今回の協議会は、協議会設置要綱第 5 第 1 項に基づき会長の互選を行うこととなりますが、委員の皆様から特に異論がなければ従前の例に倣い事務局から提案したいと考えております。いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> <p>御異議がないようですので、それでは事務局案として会長に岩手医科大学小笠原委員を推薦いたします。皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> <p>ありがとうございます。御異議がないようですので、会長は岩手医科大学の小笠原委員をお願いしたいと存じます。</p> <p>以降の進行につきましては、設置要綱に基づき会長をお願いしたいと存じます。小笠原会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>岩手医科大学 小笠原委員</p>	<p>皆様の御承認をいただきましたので会長に就任いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き議事を進めます。協議会設置要綱第 7 第 2 項により、幹事を任命することとなっております。</p> <p>この件に関して、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>医療政策室 南館主事</p>	<p>幹事の選出について御説明します。資料でございます「岩手県災害拠点病院連絡協議会設置要綱」を御覧ください。</p> <p>要項第 7 により、「協議会に付議する事項等について協議及び調整を行うため、協議会に幹事を置く。」こととしております。県の災害医療対策については本協議会において御意見をいただいておりますが、協議会にお諮りする前段階として協議事項に、より詳細な検討を行うことが幹事会の設置理由及び役割となっております。幹事は協議会の委員が所属する機関及び団体から会長が任命することとなっており、資料の委員名簿及び幹事名簿でございます 12 名の方々を、各機関・団体からご推薦いただいております。幹事の任期は協議会の委員の任期に準じることとなっており、任命の日から令和 6 年 9 月 9 日となっております。</p> <p>なお、今回の幹事ですが 12 名の定員に対し前回までは 11 名で構成しておりましたが、今回、津波等の沿岸特有の災害対策をするという観点から、新たに防災機関として釜石海上保安部からも御推薦をお願いしたところ、今回定員どおり 12 名の幹事を別紙のとおり御推薦いただいております。</p>

発言者	発言内容
	<p>また幹事会には幹事長を置くこととなっており、幹事長は会長が指名することとなっており ます。説明は以上です。</p>
<p>小笠原会長</p>	<p>事務局から説明がありましたとおり、分野ごとに関係機関から推薦をいただいているとのこ とです。当職におきまして、資料に記載されている方々を幹事として任命いたします。また、幹 事長につきましては皆さま御異論がないと思いますが、岩手医大救急災害医学講座教授であり、 3. 11 やコロナでも御活躍された眞瀬先生を指名いたします。</p> <p>各幹事への任命につきましても、事務局から後刻、お伝えください。よろしくお願いいたしま す。</p> <p>次に議題2「岩手DMA T運営要綱等の一部改正について」です。事務局から説明をお願いし ます。</p>

議 事

(2) 岩手DMA T運営要項等の一部改正について

発言者	発言内容
<p>医療政策室 大和田主任</p>	<p>医療政策室の大和田と申します。</p> <p>「岩手DMA T運営要綱等の一部改正について」御説明させていただきます。</p> <p>事前にご送付させていただきました資料のうち、インデックスが資料1、1枚目の右上が資料 1-1となっている資料を御覧ください。</p> <p>まず改正の趣旨でございますが、昨年、厚生労働省から発出された通知、令和4年2月8日付 けの「日本DMA T活動要領の一部改正について」により、日本DMA T活動等について定める 内容の一部改正がございました。</p> <p>主な内容としては、災害発生時にDMA Tがより効果的に活動するための視点に基づく所要 の整理に加え、新型コロナウイルス感染症への対応において、DMA Tの災害医療における知見 等が有効であり、実際に全国でDMA Tにご活躍、ご対応いただいたことから、改めてDMA T による新興感染症への対応について、目的や活動対象、派遣基準に位置付けられたところです。</p> <p>日本DMA T活動要領の改正内容に準じて、岩手県におけるDMA Tの活動・派遣などを定 めている「岩手DMA T運営要綱」及び「岩手DMA T運営要綱実施要領」について、一部改正 を行うものです。</p> <p>続きまして、「2改正内容（案）の概要」について御説明いたします。</p> <p>今回の改正は、「岩手DMA T運営要綱」「岩手DMA T運営要綱実施要領」のそれぞれに改正 を行おうとしております。</p> <p>「(1)要綱における改正内容」案ですが、新興感染症まん延時のDMA T活動について、これま で定めていた災害・事故等に加え新興感染症まん延時を追加し、地域において必要な医療体制の 支援や入院調整・クラスター発生施設の支援等に関する文言を「目的」「活動」「派遣基準」のそ れぞれの項目において記載する改正です。</p> <p>具体的改正箇所や内容ですが、1枚おめくりいただき右上が資料1-2、右下のページ番号が 2-3となっている箇所を御覧ください。文言については、日本DMA T活動要領に準じる形で</p>

発言者	発言内容
	<p>記載しております。</p> <p>「(2)実施要領の改正内容」ですが、こちらは県外で発生した災害について、岩手DMATの待機基準の変更を行うものです。一部条件の変更や待機対象となる都道府県やブロック分け、いわゆる地域分けが明確になったことから一部改正後の日本DMAT活動要領に準じて文言等の整理を行うものです。</p> <p>今回の改正により、各都道府県が一定の地理的範囲でまとめられたブロックとして分けられました。「3 参考」に、国の資料をから抜粋したものを掲載しております。今回のブロック分けを基準として待機基準の整理が行われ、例えば、青い矢印の1番上、東京23区内で震度5強以上の地震が発生した場合の待機対象は、東京都、東京都に隣接する都道府県、東京都が含まれる関東ブロックと定められました。</p> <p>改正前までは東京23区内で震度5強以上の地震が発生した場合は、全国の都道府県のDMATが待機することとなっておりますので、待機対象が地理的關係を考慮され、より明確になったものです。</p> <p>県の実施要領の具体の改正箇所や内容ですが、右上が資料1-3、右下のページ番号が4~6を御覧ください。</p> <p>4ページの中央あたりに待機基準の文言を記載しております。県外の災害等における待機基準として、東京都23区の震度5以上の地震による待機はなくなり、岩手県DMATは東北ブロックにおいて、震度6弱の地震または特別警報が発出された場合に待機することとなります。</p> <p>また、隣接する北海道・関東ブロックで震度6強の地震が発生した場合も待機となります。震度7の地震・大津波警報が発表された場合は、全国のDMATが待機となりますので、その旨も記載しております。</p> <p>また、ブロック分けの範囲については、日本DMAT活動要領と同様としております。右下のページ番号5を御覧ください。県の実施要領においてもブロック分けにつきまして具体的な都道府県名を記載する改正を加えるものです。</p> <p>なお、右下のページ番号7以降は、国の改正通知から関連する箇所を抜粋しているもので、説明は省略させていただきます。説明は以上です。</p>
<p>小笠原会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局からの説明について、御質問、御意見等があれば御発言願います。</p> <p>実質的なものにしたと私は認識しましたので内容等に関しては問題ないと思います。何かございませんか。ある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようですので、これで協議を終了します。</p> <p>次に議題3「令和4年度における災害医療対策等の実施状況について」、議題4「令和5年度における災害医療対策の取組について」の2項目について、事務局から説明願います。</p>

議 事

(3) 令和4年度における災害医療対策等の実施状況について

(4) 令和5年度における災害医療対策の取組について

発言者	発言内容
大和田主任	<p>令和4年度の災害医療に関する県事業等の実施結果、令和5年度の予定等について、資料2と資料3により、御説明させていただきます。</p> <p>はじめに、資料2を御覧ください。</p> <p>「1 協議会等の実施状況」ですが、例年5月頃、年度始めに開催している岩手DMAT打合せ会ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により今年度は開催を見送ったところがございます。</p> <p>「(2)岩手県災害拠点病院連絡協議会」については、年度末ではございますが本日開催させていただきました。</p> <p>続いて、「2 災害時実践力強化事業（継続事業）」ですが、岩手医科大学様への委託を中心として、県内の医療従事者への研修を実施していただいております。コロナの流行などもございましたが、関係者の皆様の御協力やオンライン開催等の工夫をいただき、多くの研修を開催することができました。</p> <p>実施いただいた研修は、「(1)災害医療コーディネーター養成研修」、「(2)災害保健医療従事者研修」、「(3)岩手DMAT養成研修」、「(4)EMIS操作研修会」、「(5)岩手災害医療ロジスティクス研修」、「(6)岩手DMATロジスティクス研修」です。「(7)外傷初期診療講習会」ですが、例年7月頃に開催しておりますが、コロナ等の流行などにより今年度も開催を見送ったところです。各研修への参加者や概要については、説明は資料記載のとおりですので、省略させていただきます。</p> <p>「3 災害医療人材育成緊急強化事業」として、岩手医科大学様において全国レベルの災害医療人材の育成のための研修を実施いただいております。令和4年度は、夏と冬のそれぞれにおいて実施いただいております。</p> <p>続いて4ページ、10月末に実施しました岩手県総合防災訓練です。</p> <p>今年度は、気仙地域において、地震・津波、土砂災害等を想定した訓練となり、陸前高田市における避難所の開設・運営、大船渡市では大船渡病院における活動拠点本部訓練、越喜来地区における応急救護訓練などを中心に実施しました。4ページの下部の枠囲みで記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により短時間の訓練ではございましたが、各拠点等において立ち上げや運営等について確認することができました。</p> <p>一方で、訓練実施時間帯の都合もありDMATが関係する訓練では、直接会場に集合しての訓練開始となってしまい、本来の活動拠点本部に集合してから応急救護に向かうなどの流れで実施できなかったため、今後の訓練においては実災害と同様の流れによる訓練となるように検討・調整を進めたいと考えております。</p> <p>続いて、6ページです。東北ブロックDMAT参集訓練は、10月の開催予定で青森県と準備・調整を進めていたところですが、青森県で8月に生じた大雨災害やコロナの影響により、中止となり、令和5年度に改めて開催することとなりました。</p> <p>「(3)衛星電話通話訓練」ですが、医療政策室と災害拠点病院による通話訓練を4回実施しました。DMAT隊員だけでなく、各病院の事務担当者にもご参加いただいております。例年開催はしておりますが、今年度も訓練の一部において受発信ともに不通となるケースが生じましたが、その後、不通区間における再訓練などを実施しております。令和5年度も開催を予定しており、</p>

発言者	発言内容
	<p>EMISへの入力も加えた訓練の検討・調整を進めたいと考えております。資料2については、以上です。</p> <p>次に資料3を御覧ください。「令和5年度の実施予定の県事業等」について御説明いたします。</p> <p>「1 協議会等の開催予定」についてですが、岩手DMA T打合せ会、災害拠点病院連絡協議会及び幹事会について、開催をさせていただければと考えております。開催時期等については、改めてご連絡させていただきます。</p> <p>「2 各種訓練・研修等の予定」ですが、令和5年度においても岩手県総合防災訓練を開催予定としておりますが、内容等については現在調整中であり、令和5年度になってから改めてご連絡等をさせていただきます。</p> <p>「(2)衛星電話通話訓練」についても、引き続き、実施することとし、EMISの使用なども検討したいと考えております。</p> <p>「(3)東北ブロックDMA T参集訓練」については、青森県において、令和5年10月の開催を想定して準備を進めております。</p> <p>「(4)令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック訓練」ですが、令和5年11月に宮古市内における開催に向けて、宮古地区広域行政組合消防本部を中心として準備を進めております。訓練におけるDMA Tの参加依頼等がありましたので、4月以降、訓練内容の検討・調整や参加に関する照会をさせていただき見込みです。</p> <p>次に、2ページ、「(5)日本DMA Tの研修」関係について、実施時期は未定ですが例年と同様に、新規隊員養成研修となる(5)災害派遣医療チーム研修、技能維持のための訓練となる(6)東北ブロックDMA T技能維持研修が開催される予定ですので、参加・受講について御協力をお願いいたします。</p> <p>また、令和4年度から新たに始まった研修として、「(7)新興感染症クラスター対応研修」があります。令和5年度も年2回の開催予定です。受講対象がDMA Tロジスティクスチームに隊員登録されている方に限られておりますが、積極的にご受講いただければ幸いです。</p> <p>「3 災害医療関係の予算要求事業」ですが、救助と医療をつなぐ災害時実践力強化事業として継続して実施予定です。内容としては、令和4年度と同様、災害時実践力強化事業として主に3つ挙げさせていただきます。岩手医科大学さまに委託する各種研修、県立病院に委託する外傷初期診療講習会、そして、国が中心となって毎年1回開催している大規模地震時医療活動訓練にDMA Tが参加するために要する経費の補助事業です。</p> <p>「4 岩手県総合防災訓練」について、詳細は調整中ではありますが、医療政策室において、調整を行う部分については、令和4年度に実施した内容ベースとなる見込みです。</p> <p>なお、令和4年度において実施したDMA T関係の訓練としては、J-SPEEDを活用した避難所における関係機関調整訓練、多数傷病者トリアージ訓練及び搬送訓練、応急救護所の設置・運営訓練、DMA T活動拠点本部設置・運営訓練です。</p> <p>長くなりましたが、資料2～3に関する説明は以上となります。</p>
小笠原会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明について、御質問やコメント等はございますか。宮田先生お願いします。</p>

発言者	発言内容
県立中央病院 宮田委員	<p>中央病院の宮田です。今回は県の医師会の立場で出席していますが、総合防災訓練のことで</p> <p>す。</p> <p>薬剤師会や他の団体が盛んに参加しているのに比べると、医師会の参加は少し寂しいところがあります。医師会内部での声かけの方法も改善の余地がありますが、一番のネックは土曜日開催であることです。土曜日開催ですと医師会の先生方が参加できないということがあります。知事や色々な他団体が集まるものなので日程調整が大変だと思いますが、ご一考いただければと要望として出させていただきます。以上です。</p>
小笠原会長	<p>ありがとうございます。これは土曜日だと診療しているということですね。医師会の方たちは。</p>
宮田委員	<p>そうです。</p>
小笠原会長	<p>勤務医はいいかもしれませんが、開業医の先生方はなかなか参加できないということですね。</p>
宮田委員	<p>そうです。</p>
小笠原会長	<p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>例えば毎回土曜日ではなく、ある年は日曜日開催するなどご一考いただければと思います。県の方々、いかがでしょうか。</p>
佐々木室長	<p>ありがとうございます。この2点については、主催している防災課と協議したいと思います。このような御意見があることも伝え、検討させていただきたいと思います。</p>
小笠原会長	<p>よろしくお願ひします。毎回ではなくてもいいと思いますが、ある時はそのようにしないと本 当の防災訓練にならないと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議題5「次期保健医療計画の災害時における医療体制に係る国の検討状況及び本県の検討・策定に向けたスケジュール等について」事務局から報告願ひします。</p>

議 事

(5) 次期保健医療計画の災害時における医療体制に係る国の検討状況及び本県の検討・策定に向けたスケジュール等について

発言者	発言内容
大和田主任	<p>事務局大和田より御説明いたします。</p> <p>資料4を御覧ください。表紙が「次期保健医療計画（R6-R11）の災害時における医療体制について」となっている資料です。</p> <p>国において、2024年、令和6年から始まる第8次医療計画の策定に向けて、検討会等が開催されております。岩手県においても、現在の保健医療計画が2023年・令和5年度までとなっていることから、国の第8次医療計画に対応するかたちで、次期保健医療計画の策定に向けた準備を進めているところです。</p> <p>資料1ページ、次期保健医療計画における作成の視点に加え、国が検討会の開催状況を踏まえて昨年12月末に発出した「意見のとりまとめ」のうち「災害時における医療」に関する、主なものを抜粋して掲載しております。</p>

発言者	発言内容
	<p>「意見のとりまとめ」に関する実際の通知は、今回の会議資料の参考資料2として、災害医療関係の部分を抜粋したものを添付させていただいております。</p> <p>DMA T等の位置付け・明確化として、改めてDMA T・DPATの活動を円滑にするために、医療機関内における隊員の活動への理解を得ることや研修・訓練への参加しやすくする仕組みの検討、災害時のみならず新興感染症まん延時における支援などが挙げられております。多職種連携として、災害時には様々な保健医療活動チームとの連携が必要であることから、災害時の円滑な連携体制の構築を目的として、平時から共に訓練を実施して役割の確認をしておくことが挙げられています。</p> <p>続いて、2ページ目、災害時に拠点となる病院・拠点となる病院以外の病院についてです。</p> <p>まずは、都道府県は、精神疾患を有する患者をはじめとして、小児・妊婦・透析患者等の災害時に特に配慮を要する被災者に対応できる体制構築について、平時より検討をすること、また、災害時に拠点となる病院以外においても、平時からBCPを策定したうえで、耐震化や自家発電機の整備などの防災対策に取り組み、災害時に拠点となる病院とともに医療提供できるように努めることとされております。</p> <p>なお、令和4年度は厚生労働省が主催するBCP策定研修がオンラインにより、年16回開催され、本県からは災害拠点病院以外の17病院が受講しております。受講時期の都合もあり、改めての受講を希望した災害拠点病院やその他の病院、有床診療所の全てが受講できたわけではありませんが、令和5年度も同様に開催されることが想定されることから、積極的な受講を促していきたいと考えております。</p> <p>次に、止水対策を含む浸水対策についてです。</p> <p>洪水等を含む浸水想定区域や津波災害区域に所在する災害拠点病院は、風水害の生じた際の被害を軽減するため、止水板の設置や自家発電機の高所移設などの浸水対策を講じることとされました。また、関連しまして、令和5年2月末に、厚生労働省より「災害拠点病院指定要件の一部改正」という通知が発出され、浸水対策を講じることが指定要件の一部に含まれました。改正は令和6年4月から適用予定ですが、既に指定している災害拠点病院は当面の間、指定継続が可能となっております。そして、医療コンテナの災害時における活用ということで、医療コンテナの有用性を検証することと記載されており、国においては、令和5年度はDMA T事務局を中心として、実用性の検証を進める模様です。</p> <p>3ページ目をお開きください。国における検討状況や意見のとりまとめについて、概要のみの御説明となってしまいましたが、国から示された内容に関連しまして、御意見等がございましたら、本日頂戴したいと考えております。また、国の検討状況の資料として、参考資料2と3を送付させていただいております。参考資料3は、国の検討会の7月末段階のものではありますが、図や表も含めて記載されており、概要等がより把握しやすいものと思います。資料4の3ページ(2)ですが、岩手県の次期保健医療計画のうち、災害時における医療体制については、国の検討状況と、4月前後に国から発出される見込みである、計画作成の指針を踏まえ、現行の保健医療計画の内容をベースとして、見直しを検討したいと考えております。また、見直し案の整理後、委員の皆様にご意見等伺いたいと考えております。関連して、資料4の4ページを御覧ください。</p>

発言者	発言内容
	<p>い。次期保健医療計画の策定に係るスケジュールのイメージをお示ししております。R5となっている右側が、今後の流れのイメージです。国からの通知を受けて、事務局において、見直し案・骨子案を作成し、委員や幹事の皆様に御意見を伺い、そのうえで、中間案のとりまとめや協議会の開催などを想定しております。</p> <p>なお、個別具体的内容等は、幹事会に御確認・御検討をいただく場合もあるかと存じますので、その際には御協力いただければ幸いです。詳細な時期は未定ですが、年度後半には、パブリックコメントなども受付、そのうえで最終案の作成予定としております。</p> <p>大変長くなってしまいましたが、次期保健医療計画に向けた御報告は以上です。資料3ページ(1)に戻りますが、現時点で国から示されている内容に関連しまして、御意見等がございましたら、この後に御発言をいただければと存じます。事務局からの説明は以上です。</p>
小笠原会長	<p>ありがとうございました。岩手県次期保健医療計画の策定とスケジュールについて、御質問。御意見はございますか。今、第8次医療計画が出て2024年度からの色々な政策に影響していきますので、県としては来年度に向けて色々作成しなくてはなりませんので大変かと思いますが、これを策定するのは国からの命令ですのでよろしいでしょうか。御質問等がないということで、報告したということにさせていただきます。</p>

その他

発言者	発言内容
小笠原会長	<p>全体を通して何かございますか。</p> <p>では、議事には関係ありませんが私からお話します。</p> <p>コロナの5類移行後の対応について、厚労省から既に3月上旬に国の方針が来ています。それを各都道府県が対策を立ててやらなければならない。それが国から4月21日までと言われていた。そんなことをされたら5類に移行してから各病院で体制を作らなくてはならない。</p> <p>私は先週の土曜日に知事と対談しました。知事はもう全部知っていました。既に知事が知っているということは、対応ができていると私は解釈しました。申し訳ないですが、これはある方の対談の番組で聞いたならば、全部しゃべっていました。これはできていると私は判断しました。</p> <p>各病院、各県立病院もコロナに対する県の方針を出していただかないと対応できないのですよね。それを国が4月21日と言ったとしても、今日、来られている各自治体あるいは各県立病院、各基幹病院の皆さんはやっぱり前もってなるべく早く県の方針を作っていただかないと対応できませんよね。結局コロナになって診察するのはここに来られている方々が診られるので、各地区の代表の方々、消防の方々も出ていますので、結局はその方々がしわ寄せをくらう、というのが私の意見です。ですので、早く作ってください。感染制御部に聞いても無理だってことを大変なことになるということで、みんなの意見もそうでした。どうぞ。</p>
佐々木室長	<p>大変御心配をおかけして申し訳ございません。</p> <p>実は国の方から事務連絡で少しずつついているのですが、5月7日以降の医療体制に関する具</p>

発言者	発言内容
	<p>体の中身については、明日、国の方で説明会があるということになっております。それを受けまして4月上旬あたりに医療体制検討委員会を開催しまして、関係の先生方に内容について御議論いただいて、固めたうえで、4月21日は国の報告期限となっておりますので、それ以前に皆さまの方に御意見を伺う形にしたいと思っております。</p> <p>知事がお話したというのは多分、金曜日に県の本部員会議を公開の元で開催しましたが、特にその中で県民が関わる部分で、例えば健康フォローアップセンターや相談センターの継続、それぞれの自宅療養者の取扱いなど、そういう部分が国の方から示されている部分については本部員会議で内容を決定した形になっておりまして、事前に先生方にも情報提供しておいたところでしたが、そういう所でのお話となっていると思いますので、全体を統括した形で御相談できていないところは大変申し訳ございませんでした。国の情報も聞きながら早急に対応したいと思います。</p>
<p>小笠原会長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>もう一つ、コロナの電話診療ですね。去年の10月に電話診療はダメと言っていたのですが、今日さっき私見せられたのですが、電話診療は国の方針を読むと4月以降もやっていいということになっていました。ところが、それが5月に5類になってからもやっていいのかということに関しては、実ははっきり書いてないのですよね。東北厚生局に尋ねていましたので。特に県立病院の先生方にとっては今からですね、要するに、我々にとっては、4月はいいけど5月はダメだと言われたのと同じわけですよ。なぜなら、通院するのは2週間に1回じゃないわけですから。3か月とか11か月に1回なので、そうすると5月も一緒なんですよ。なので、5月以降、いつまでやるのかちゃんとこういう情報もう県で掴んでいただきたい。そうしないと、我々のところに沿岸から来る人が電話診療でOKだったら薬が出せないということになって自費だそうなんです。県立病院の先生方、あるいは基幹病院の先生方、コロナ診療、電話診療がどこまで可能なのかをぜひ県の情報をいただけませんか。国の方針は、コロナの対策委員会から出ているので、いつも通達する医政局じゃないですよ。うちの事務も戸惑ってましたので、ぜひはっきりさせていただきたい。</p> <p>これは岩手県みたいに広い県土にはすごく重要な話ですので、内丸はOKだそうです。うちの矢巾のような大きい病院はダメだそうです。こんなこと言っていたので、そのへんのところもぜひ情報をお願いします。医師会もどこまで情報が来ているのか私も分かりませんので、よろしく申し上げます。</p> <p>あとよろしいですか、皆さん。御質問等ございませんか。なければ終わらせていただきます。どうもありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
<p>山崎課長</p>	<p>ありがとうございました。皆さま方もお忙しいところ、お時間を作っていただきありがとうございました。次回の開催につきましては来年度となりますので、後日、改めて御案内させていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第16回岩手県災害拠点病院連絡協議会を終了いたします。皆さま、本日は大変ありがとうございました。</p>